

新入学に関するご案内

2026

板橋区立中学校

Itabashi City Junior High School



板橋区教育委員会

発行にあたり

この、「新入学に関するご案内2026」は、新入学手続きをはじめ、各中学校の基本情報、学校生活、「入学前に身につけたい生活習慣」などについてご紹介しています。入学準備の第一歩として、ぜひ、ご活用いただければと思います。

また、この冊子のほかにも、各学校のホームページや学校公開において、学校情報を積極的に提供していますので、あわせてご活用いただければ幸いです。

板橋区では、住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定め、原則として通学区域の学校（通学区域校）へ通うこととしており、一定の基準を満たした場合のみ、通学区域以外の学校を希望できる「入学予定校変更希望制」を実施しています。地域で子どもを見守ることの重要性に鑑み、通学時の安全性や緊急時の対応、放課後の過ごし方などを十分に考慮し、地元とのつながりが強い通学区域校との関わりを深めていただくようお願い申し上げます。

目 次

Contents

ITABASHI CITY Junior High School

入学する中学校について	1
新入学に関するスケジュール	6
新入学手続きに関するQ & A	7
中学校の部活動	12
受入可能生徒数・在籍生徒数・学級数一覧	16
日本語学級	17
板橋区立中学校配置図	18
住所別通学区域一覧表	20
学校改築・改修等のお知らせ	22
相談の窓口（特別支援学級・特別支援学校）	24

トピック

MIRAI SCHOOL いたばし - 教育ビジョン 2035-	27
MIRAI SCHOOL いたばし - 学校施設づくり 2035-	28

入学する中学校について

板橋区教育委員会では、住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定めており、通学区域校への入学を原則とし、入学予定校としてお知らせしています。通学時の安全性や緊急時の対応、放課後の過ごし方などを考慮すると、地元とつながりの深い地域の学校に入学されることが望ましいと思われるからです。通学区域校へ入学する場合は、手続きなしで優先して入学できます。

通学区域校以外の学校への入学を希望する場合、入学予定校変更希望願（以下、「変更希望願」という。）をご提出いただき、一定の基準を満たした場合は入学予定校の変更を希望することができます。その場合においても、入学できるのは、それぞれの学校の受入可能な人数の範囲となりますので、必ず希望した学校に入学できるとは限りません。



通学区域校への入学を原則とします

通学区域校への入学を希望する場合、手続きは不要ですが、学校公開や学校行事などを利用して、お子さまと保護者の方が通学区域校（入学予定校）を事前にご覧いただくことをお勧めします。なお、学校公開日につきましては第3土曜の午前授業を原則としていますが、学校や地域などの行事の都合により、第3土曜以外の土曜または日曜に授業を実施する場合があります。日程の詳細につきましては、区立各中学校のホームページまたは直接、学校にお問い合わせください。

区立各中学校をホームページで検索する際は、区ホームページのトップページから「板橋区立中学校一覧」と「板橋区立中学校案内」を検索してください。



それぞれ各学校のHPのリンクと基本情報が載っている案内ページをご覧いただけます。

インターネットを利用する環境に無い方は、区立図書館に設置されている無料でインターネット等を閲覧できるパソコンをご利用ください。

1月上旬に入学する学校を指定した入学通知書をお送りします。入学通知書は入学式の際に中学校に提出していただきますので、紛失しないようにご注意ください。

また、2月上旬から区立各中学校で入学予定者を対象に入学説明会を行います。標準服や入学に向けた必要な手続き等をご案内しますので、ご出席をお願いします。都合により入学説明会に参加できない場合は、必ず学校にご連絡ください。

通学区域校以外の学校への入学を希望する場合

通学区域校である入学予定校を変更希望したい場合は、以下のとおり手続きが必要です。

入学を希望する学校の検討

板橋区では、安全性を理由に**自転車通学は禁止**しています。実際に学校まで歩いてみるなどして、通学時間や経路をご確認ください。また、学校公開や学校行事等にお子さまと一緒に積極的に参加し、直接ご自身の目で学校をご覧ください。入学予定校の変更を希望できる学校は、板橋区内の全区立中学校が対象です。

締切後の学校の希望変更は一切できません。ただし、区内転居等で住所が変わったときは、学務課学事係（電話番号 3579-2611）まで、ご連絡ください。

変更希望願の取得

入学予定校変更希望願の提出が必要です。

入学予定校変更希望願の入手方法

- ・区ホームページからダウンロード
- ・区立小・中学校で配布
- ・学務課学事係（区役所北館 6 階 14 番窓口）で配布

ダウンロード・配布期間（変更願受付期間）

9月1日（火）から9月30日（水）まで

【ダウンロードページ二次元コード】



中学校 入学予定校変更希望願		(令和9年度新入学用)	
通学区域以外の区立学校への入学を希望する場合、下記の太線枠内に必要事項を記入し、確認事項を了承いただいた上で、締切日までに教育委員会事務局学務課学事係へ提出してください。			
締切日：令和8年9月30日 17時（郵送：9月28日消印有効） (あて先) 板橋区教育委員会			
ふりがな			
生徒氏名			
生年月日	平成	年	月 日
現住所	〒 板橋区 方番（建物名）も記入してください		
希望する学校	板橋区立	中学校	
（注意）第一、第二等の名称の学校は、登録せずに「〇〇第一」「〇〇第二」等も必ず記入してください。 変更を希望する理由（『新入学に関するご案内』P.3をご覧ください） ※部活動が理由の場合は、必ず部活名をご記入ください。			
希望校に兄弟が通学している場合（現1～2年生）は必ずご記入ください			
氏名	中学校	年	学号
氏名	中学校	年	学号
双子の兄弟等を希望校に一緒に入学させたい場合			
氏名	(姉妹といた場合、一様とします)		
通学区域以外の学校を希望される場合、確認事項をお読みいただき、確認欄に☑を記入してください。			
☒ 確認事項（案内冊子のP.3と同じ内容です）			
☐ 友人との通学が困難であり、単独での通学となる場合が想定されます。通学時の安全性について、冬季や部活動等により暗くなってからの下校の場合も含めて、十分に確認をしてください。また、徒歩での通学が基本となり、 自転車通学は禁止 しています。			
☐ 部活動については、教員の異動等で令和9年度には実施できない部が生じる場合があります。 部活動を理由に入学予定校の変更を希望する場合にはご注意ください。			
☐ 兄（姉）が在学していることにより入学が約束（決定）されるものではありません。 また、今後、弟（妹）について、同じ学校への入学が約束（決定）されるものではありません。			
☐ 変更を希望した学校が抽選となり補欠となった場合で、補欠登録の辞退や再希望を行わない場合、補欠登録期間中は繰り上げ状況を持つことになり、結果として繰り上がらない場合もあります。			
☐ 入学予定校変更希望願の提出 締切日以降の変更や取り消しはできません 。 また、当選した後、国立・都立・私立への入学、区域外就学以外の理由では、当選の取り消しはできません。			
☐ 学校行事や学校運営については保護者の方々のご協力が必要です。通学区域外であっても積極的な参加をお願いします。			
☐ 風水害・震災等の災害時に保護者が生徒の迎えを行う場合や、緊急時における集団下校の場合等において、対応が困難な状況が発生する恐れがあります。			
☐ 提出書類の記入漏れや書類不備等があった場合、また、提出締切日を過ぎた場合は、入学予定校の変更希望が無効となり、通学区域校への入学となります。			
☐ 学びのエリアの中学校を希望する場合でも、入学が約束（決定）されるものではありません。			
上記確認事項を了承したうえで入学予定校の変更を希望します。 令和8年9月 日			
生徒氏名	保護者氏名	保護者連絡先①	連絡先②
連絡先は、日中連絡が取れる保護者の電話番号を記入してください。			

変更希望願の記入

変更希望願を提出するにあたっては、入学予定校を変更したい理由の記入が必要です。板橋区教育委員会では、次の基準に該当する場合のみ、入学予定校の変更希望を承認しますので、よくご家族で話し合ってお記入ください。ただし、各学校の受入れ状況によりますので、入学をお約束するものではありません。

- 入学予定校と比較し、利便性または安全面において、より通学しやすい学校へ変更希望する場合
- 兄弟が翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合
- 友人と同じ学校に通うため、その友人の入学予定校へ変更希望する場合
- 部活動を理由とする場合（具体的な部活名をご記入ください）
- 当該児童に適した教育環境の学校へ変更希望する場合
（例：学校の教育目標や特色など、教育内容が子どもに適している。
学校の規模や設備が、子どもが希望する教育環境に適している。）
- 現在在籍している小学校が属する学びのエリアの中学校を希望する場合

基準は
こちら



また、変更希望願を提出する前に、以下の項目について確認し、確認事項にチェック・署名をしてください。

- | | |
|---|--|
| ☒ 友人との通学が困難であり、単独での通学となる場合が想定されます。通学時の安全性について、冬季や部活動等により暗くなってからの下校の場合も含めて、十分に確認をしてください。また、徒歩での通学が基本となり、自転車通学は禁止しています。 | ☒ 入学予定校変更希望願の提出締切日以降の変更や取り消しはできません。また、当選した後、国立・都立・私立への入学、区域外就学（P.10参照）以外の理由では、当選の取り消しはできません。 |
| ☒ 部活動については、教員の異動等で令和9年度には実施できない部が生じる場合があります。部活動を理由に入学予定校の変更を希望する場合にはご注意ください。 | ☒ 学校行事や学校運営については保護者の方々のご協力が必要です。通学区域外であっても積極的な参加をお願いします。 |
| ☒ 兄（姉）が在学していることにより入学が約束（決定）されるものではありません。また、今後、弟（妹）について、同じ学校への入学が約束（決定）されるものではありません。 | ☒ 風水害・震災等の災害時に保護者が生徒の迎えを行う場合や、緊急時における集団下校の場合等において、対応が困難な状況が発生する恐れがあります。 |
| ☒ 変更を希望した学校が抽選となり補欠となった場合で、補欠登録の辞退や再希望を行わない場合、補欠登録期間中は繰り上げ状況を待つことになり、結果として繰り上げられない場合もあります。 | ☒ 提出書類の記入漏れや書類不備等があった場合、また、提出締切日を過ぎた場合は、入学予定校の変更希望が無効となり、通学区域校への入学となります。 |
| | ☒ 学びのエリアの中学校を希望する場合でも、入学が約束（決定）されるものではありません。 |

変更希望願の提出

- | | |
|-------------|---|
| 提出方法 | 変更希望願を学務課学事係（区役所北館 6 階 14 番窓口）へ持参、または、封筒に入れて郵送してください。郵送の場合は、お手数ですが、切手を貼って、投函してください。 |
| 郵送先 | 〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1
板橋区教育委員会事務局 学務課学事係 |
| 締切日 | 郵送：令和 8 年 9 月 28 日（月）消印有効
窓口：令和 8 年 9 月 30 日（水）17 時まで |

※提出締切日を過ぎた場合や、希望できない学校を記入した場合、変更希望は無効となり、通学区域校への入学となります。また、提出書類の記入漏れや書類不備があった場合も、無効となる場合がありますので、ご注意ください。

※不着等の郵便事故による責任は負いかねます。郵送の場合、差し出し後、1 週間で教育委員会に到着しているかの確認が可能となりますので、確認したい方はお問い合わせください。

変更希望の承認・不承認

締切後に、変更希望の審査を行います。変更希望理由がP.3の教育委員会の定める基準に該当し、希望校が受入可能数を超えていない場合は、希望校への入学予定者として決定します。承認され、希望校に入学が決まった方については、特に通知していませんので、ご了承ください。令和9年1月上旬に発送する入学通知書で入学予定校をご確認ください。希望校が受入可能数を超えた場合には、原則として公開抽選を行い、入学予定者を決定します。

一方、変更希望理由が板橋区教育委員会の定める基準に該当しない場合は、不承認とし、通知をお送りします。その場合は、通学区域校へ入学していただきます。

抽選の実施

希望者が学校の受入可能数を超えた場合には、公開抽選により入学予定者を決定します。なお、抽選の対象となるのは、通学区域外からの希望者のみです。抽選を実施する場合には該当者全員にお知らせします。また、希望者の応募状況や抽選結果についても集計次第、板橋区ホームページで公表する予定です。

【公開抽選】 令和8年11月10日(火) 板橋区役所 南館6階教育支援センター研修室 A
※抽選会場に来られない方が不利になることはありません。

抽選の結果、当選した場合は希望校が入学予定校となり、令和9年1月上旬に入学する学校を指定した入学通知書をお送りします。

【抽選の際の優先順位】

下記①～③において、入学を必ずお約束するものではありませんので、ご注意ください。また、下記①～③に該当する場合でも、変更希望願の提出がない場合は、通学区域校に入学することになります。

① 兄(姉)が在学の場合

兄(姉)が令和9年度に在学している学校を希望する場合は、抽選の際、優先されます。

② 調整区域の場合

調整区域とは、通学区域の変更があった区域です。通学区域変更の経緯については、P.23をご覧ください。

下表の調整区域に通学区域変更の日より前から引き続きお住まいで、「変更前」の学校に入学を希望する場合は、抽選の際、優先されます。

通学区域を変更した区域(調整区域)	通学区域変更日	変更前	変更後
前野町四丁目1番から9番まで・18番・19番・21番・22番 前野町五丁目1番から6番まで・14番・15番・31番・32番 前野町六丁目38番から48番まで・51番から64番まで	令和8年8月1日	志村第四中学校	上板橋第三中学校
南常盤台二丁目1番から17番まで		上板橋第三中学校	上板橋第一中学校
東新町一丁目50番から53番まで 東新町二丁目1番から7番まで 東山町34番・51番・52番		桜川中学校	上板橋第一中学校
大谷口上町3番から11番まで・16番から23番まで・26番から28番まで・36番		上板橋第一中学校	板橋第二中学校
仲町4番から12番まで・25番から46番まで		板橋第三中学校	上板橋第一中学校
常盤台一丁目33番から37番まで		志村第一中学校	上板橋第一中学校

③ 学びのエリア内の中学校を希望している場合

板橋区内小学校に在籍している児童が、在籍している小学校の属する学びのエリアの板橋区立中学校を希望する場合は、抽選の際、優先されます。学びのエリアの詳細は、P.5をご参照ください。

抽選の結果、当選しなかった場合

順位を付けて、補欠として登録します。補欠登録期限は令和9年2月19日(金)です。転出等で受入れ人数に空きが生じた場合に、順次、繰上げ当選とします。令和9年1月上旬までに繰上がらなかった場合は、通学区

域校を入学指定校として入学通知書を送付します（その後、希望校に繰上がりが生じた場合は、改めて入学通知書をお送りします）。

繰上げ当選にならず、補欠登録期限を過ぎた場合には、通学区域校に入学することになりますが、手続きは不要です。なお、補欠登録期限内に補欠登録を辞退することにより、受入可能数に余裕のある別の学校を再希望することもできます。

学びのエリア

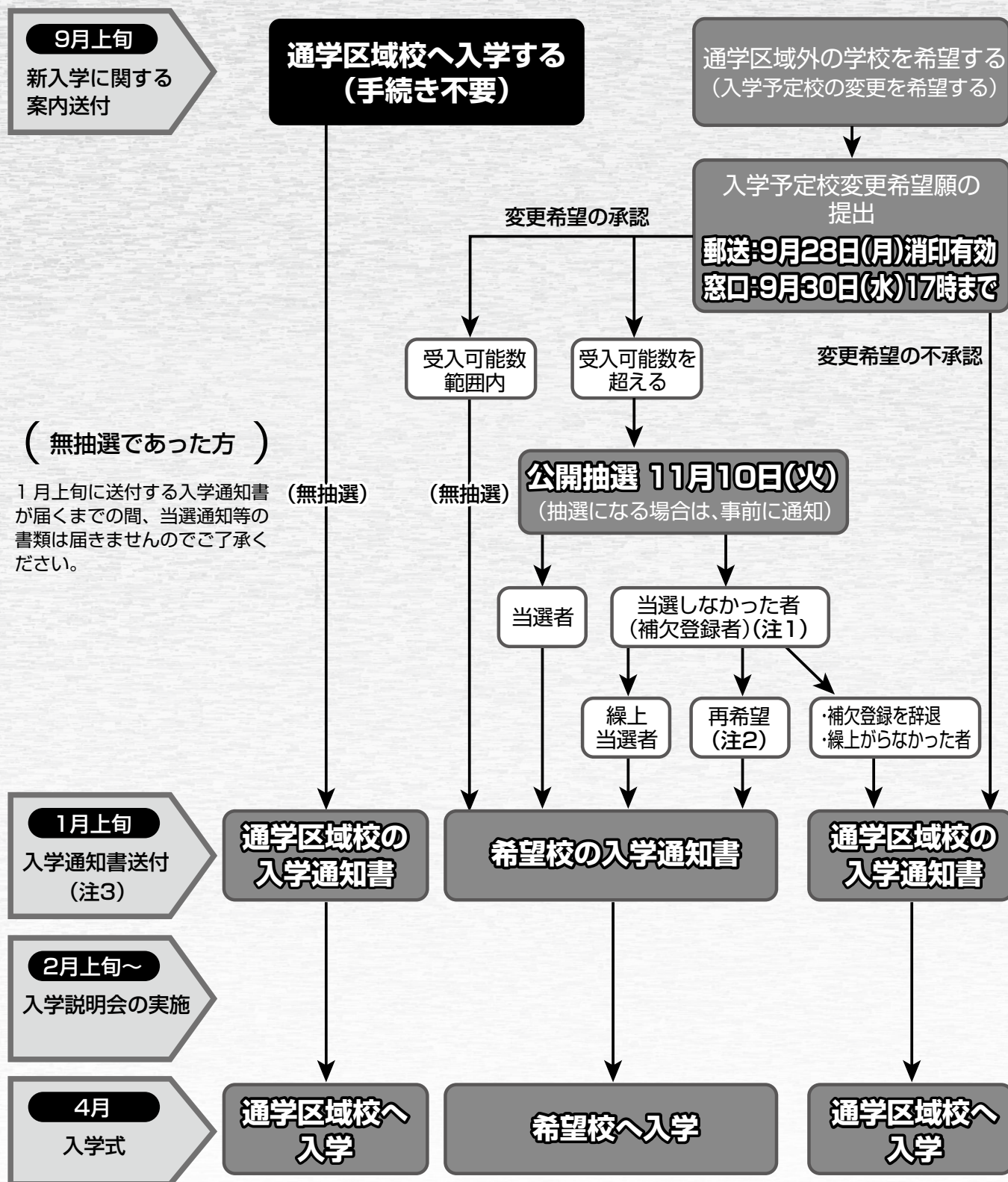
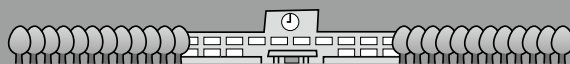
板橋区では、令和4年度から小中一貫教育が完全実施となりました。板橋区内の区立小学校を区立中学校ごとのエリアに分けて「学びのエリア」と呼び、各エリアの特色を踏まえた9年間の「めざす子ども像」とそれを実現するための教育活動の「基本方針」を設定・共有し、エリアの小中学校が一体となって教育を行います。

学びのエリア内の中学校が通学区域校ではなく、学びのエリア内の中学校を希望する場合、変更希望願の提出が必要となります。また、希望する学校が抽選の場合、優先されます。ただし、入学を必ずお約束するものではありませんので、ご注意ください。

なお、学びのエリアの板橋区立幼稚園、小・中学校は、下記の一覧表をご覧ください。

中学校名	小学校 幼稚園名
板橋第一中学校	板橋第二小学校、板橋第六小学校、板橋第七小学校
板橋第二中学校	板橋第五小学校、板橋第十小学校
板橋第三中学校	板橋第一小学校、板橋第八小学校、中根橋小学校
板橋第五中学校	板橋第四小学校、天津わかしお学校
加賀中学校	金沢小学校、加賀小学校
志村第一中学校	志村第一小学校、志村第三小学校、富士見台小学校
志村第二中学校	志村第二小学校、志村第四小学校
志村第三中学校	志村第六小学校、蓮根小学校、蓮根第二小学校
志村第四中学校	志村小学校、志村坂下小学校、北前野小学校、緑小学校
志村第五中学校	舟渡小学校
西台中学校	志村第五小学校、高島第六小学校
中台中学校	中台小学校、若木小学校
上板橋第一中学校	上板橋小学校、常盤台小学校、弥生小学校
上板橋第二中学校	上板橋第二小学校、大谷口小学校、向原小学校
上板橋第三中学校	前野小学校、上板橋第四小学校
桜川中学校	桜川小学校
赤塚第一中学校	北野小学校、徳丸小学校
赤塚第二中学校	成増小学校、成増ヶ丘小学校
赤塚第三中学校	赤塚小学校、赤塚新町小学校、紅梅小学校、下赤塚小学校
高島第一中学校	新河岸小学校、高島第一小学校
高島第二中学校	高島第二小学校、高島幼稚園
高島第三中学校	三園小学校、高島第三小学校、高島第五小学校

新入学に関するスケジュール



(注1) 補欠登録期限は令和9年2月19日(金)です。それまでに繰上げ当選した場合は、ご連絡いたします。詳細は、P.4・P.8・P.9参照。

(注2) 他の学校へ再希望できる方は、入学予定校変更希望願を提出し、抽選で当選しなかった方のみです。入学予定校変更希望願を提出しなかった方、また提出し既に学校が決まった方は再希望できません。また、再希望できる学校は、その時点で受入可能数に余裕のある学校のみとなります。

(注3) 入学通知書送付後、ご事情により学校の変更が必要となったときは、学務課学事係(電話番号3579-2611)までご相談ください。

新入学手続きに関するQ & A



【制度・変更希望手続きについて】

Q 通学区域校に入学したい場合は、何か手続きが必要ですか？



手続きは必要ありません。通学区域校へは必ず入学できます。1月上旬に入学する学校を指定した入学通知書をお送りします。

Q 私立学校等の受験を考えていますが、必要な手続きはありますか？



入学する学校が決定した場合は、「入学許可（承諾）書」を学務課学事係（区役所北館6階14番窓口）に提出（郵送可）してください。すぐに提出できないときは、まず電話にてご連絡ください（電話番号3579-2611）。国立・私立・都立中学校への進学者数は、補欠登録者の繰上げ当選に大きな影響を及ぼしますので、速やかにお手続きをお願いします。

なお、国立・私立・都立中学校に進学する予定の方が、最終的に板橋区立の中学校に入学することに決まった場合に、変更希望願を提出していなかった方は、通学区域校に入学することになります。通学区域校以外の学校を希望する場合は、あらかじめ変更希望願を締切日までに必ずご提出ください。

Q 入学予定校を変更したい場合、どの学校に変更希望できますか？



板橋区内の全区立中学校が対象となります。



Q 入学予定校変更希望願が認められない場合はありますか？



変更希望願にご記入いただいた変更理由がP.3に掲載してある基準に該当しない場合は、変更希望願を不承認とし、通学区域校へ入学していただきます。その場合は、変更希望願の締切日後に通知を個別にお送りします。不承認通知及び抽選のお知らせが来ない場合は、変更希望願が受理され、入学予定校は希望された学校となります。

【変更希望願の理由が認められないケース】

●部活動を理由に変更希望をする場合で、具体的な部活動名の記入がない。

Q 入学予定校変更希望願を間違えて記載し、提出してしまいました。出し直しはできますか？



締切日前であれば、変更希望願を提出し直すことは可能です。学務課学事係（区役所北館6階14番窓口）までお越しいただき、再提出してください。郵送ではお受けできません。

また、締切日後は、変更希望願の取り消し及び出し直しはできませんのでご注意ください。

【学びのエリア・小中一貫教育について】

Q 学びのエリア内の中学校へ進学するメリットは、どのようなことがありますか？



学びのエリア内の小中学校では、児童・生徒・教員が様々な交流を行っています。小学生が中学校の授業や部活動の見学・体験をしたり、小中合同であいさつ運動を行ったりしています。また中学校の先生が小学校の先生と協力して小学校で授業を行うこともあります。児童は、中学校をより身近に感じることができ、中学校生活に対する期待感を高め、不安感の軽減につながるなどのメリットが考えられます。また、教員同士のつながりが強くなることにより、情報交換の密度が高くなり、児童・生徒一人ひとりに寄り添った情報共有が期待できる等のメリットが考えられます。

Q 小中一貫教育の取組により、学びのエリア以外の中学校へ進学すると、エリア内から進学した生徒と学習状況に差が生じてしまうのでしょうか？



学びのエリアでは各エリアの特色を生かした取り組みも行いますが、学習指導要領に準拠して進めますので基盤となる内容や進度に差は生じません。

Q 施設一体型の小中一貫型学校はありますか？



志村小学校と志村第四中学校において、区内初となる施設一体型の小中一貫型学校の設置に向けた施設整備を進めています。現在の志村第四中学校の敷地において、令和11年度に施設一体型の小中一貫型学校として運営を開始する予定です。詳しくは、P.22をご覧ください。

【抽選・再希望について】 ※P.6の新入学に関するスケジュールもご覧ください。

Q 変更希望が集中した場合はどうなりますか？



希望者数が各学校の受入可能数を超えた場合は、公開抽選を行います。通学区域内の方は必ず入学できるので、無抽選で入学決定となります。抽選の対象となるのは、変更希望願を提出した通学区域外の方です。抽選会場に、抽選日に来られなくても不利になることはありません。

Q 変更希望願を提出後、当選者となりましたが、当選を取り消すことができますか？



変更希望願を出され当選された以上、その当選を取り消すことはできません。例えば、友人と同じ学校に行こうと約束したが、自分だけが当選し一緒に行くことができなくなってしまった場合でも、当選を取り消すことはできません。ただし、国立・都立・私立へ入学、区域外就学（P.10参照）の場合を除きます。

Q 当選しなかった場合、どうなりますか？



補欠として登録します。中学校の補欠登録期限は令和9年2月19日（金）です。補欠登録期限内に、①補欠登録を辞退して、通学区域校に入学するか、②補欠登録を辞退して、受入可能数に余裕のある学校を再希望するか、③補欠登録期間終了まで繰上げ当選を待つか、を選択できます。



Q 補欠登録になったため、他の学校を再希望したい。どうしたらよいですか？

A

補欠登録を辞退したうえで、受入可能数に余裕のある学校を再希望することができ、先着順に受付します。抽選実施校や、受付時点で受入可能数を超過している学校については、再希望することができませんので、ご注意ください。また、再希望についても教育委員会の定める基準に該当した場合のみ認められます。

Q 繰上げ当選の連絡はいつきますか？

A

希望校に入学辞退者が出て受入可能数に空きが出た都度、補欠登録の順番に繰上げ当選のご連絡を電話及び通知でお知らせします。補欠登録期限である令和9年2月19日(金)までに連絡がなければ、当選できなかったことになり、通学区域校へ入学することになります。例年、私立中学校の合格発表後の2月中旬頃に繰上げ当選のご連絡をしています。

【転居・転出について】

Q 入学前に板橋区内で住所変更(転居)する予定があります。どうしたらよいですか？

A

入学を希望する学校名を記入して、変更希望願を学務課学事係(区役所北館6階14番窓口)までご提出ください。

Q 板橋区内で住所を変更(転居)した場合はどうなりますか？

《変更希望願の締切日前に転居届を出した場合》

A

転居を確認後、転居先の通学区域校を入学予定校として改めてお知らせします。転居先の通学区域校へ入学を希望される場合は、特に手続きは不要です。

転居先の通学区域校以外の学校を希望する場合は、変更希望願を提出してください。

なお、9月16日以降に転居届を出された場合は、提出締切日までに郵送が間に合わない場合がありますので、学務課学事係(区役所北館6階14番窓口)にお越しいただき、変更希望の手続きをしてください。



《変更希望願の締切日後に転居届を出した場合》

A

変更希望願を提出し、希望校が既に決定していた場合は、転居によって通学区域校が変わっても、希望校は変わりません。

一方で、変更希望願を提出していなかった場合は、転居前の通学区域校が入学予定校となります。転居によって、入学予定校の変更を希望する場合は、別途、手続きが必要になりますので、入学通知書がお手元に届いてから、学務課学事係(電話番号3579-2611)にご相談ください。

Q 入学前に引っ越しをして、板橋区外に転出した場合どうなりますか？

A

変更希望願を提出していた場合でもその届出書は無効となり、さらに、抽選により当選していた場合でも、当選が取り消され、転出先の区市町村の学校に通うことになります。

Q 入学後に引っ越した場合でも、入学した学校に継続して通えますか？



短期間で元の住所に戻ってしまう等、希望校に入学する目的で住所変更をしたとみなされる場合は原則転校になります。

Q 板橋区外の公立中学校へ入学を希望する場合は、どうしたらよいですか？



板橋区外の区市町村立学校を希望する場合は、希望する学校のある自治体の教育委員会へ「区域外就学」の申請が必要です。申請方法や時期などは、ご希望の学校がある自治体の教育委員会へお問い合わせください。

【特別支援学級（知的）について】

Q 「入学予定校変更希望願」の提出後に特別支援学級（知的）への就学が決まりましたが、どうなりますか？



変更希望願の提出有無や入学予定校の決定状況にかかわらず、就学相談の結果、特別支援学級（知的）への就学が決定した場合には、特別支援学級（知的）に就学することができます。

Q 「入学予定校変更希望願」の提出締切日より後に就学相談を実施する予定ですが、提出締切日以降に通学区域外就学の希望を出すことはできますか？

特別支援学級（知的）を検討しましたが、最終的に通常の学級に行くことになりました。「入学予定校変更希望願」の提出締切日は過ぎていますが、通学区域外の学校の通常の学級を希望することはできますか？



締切後の希望校の変更はできません。

「入学予定校変更希望願」が期日までに出不ければ、通常の学級に行く場合には「通学区域の学校へ入学すること」となります。就学相談を受けても、最終的に通常の学級に就学することもあるため、「もし、通常の学級へ就学する場合には通学区域外の学校を希望する。」という場合、締切日までに「入学予定校変更希望願」を提出してください。

【その他】

Q 自転車通学はできますか？



自転車通学は禁止しています。通学区域以外の学校を希望される場合は、お子様の通学上の安全確保や体力的な負担を考慮したうえで、変更希望願をご提出ください。

Q 今後、通学区域の変更や統廃合の予定はありますか？



通学区域の変更や統廃合の検討状況については、区ホームページ（P.23下部 適正規模・適正配置に関するページ）からご確認ください。

Q 学校の給食でアレルギー対応は可能ですか？



学校給食での食物アレルギー対応は、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。学校との面談を経て、食物アレルギーの原因食物を除いた除去食が提供されますが、除去食の提供が困難な場合は、弁当持参をお願いすることもあります。

Q 小学校で就学援助を受けていました。中学校でも就学援助を受けたいのですが、どのような手続きをしたらよいですか？



小学校で就学援助を受けていても、中学校入学後に学校を通じて「就学援助制度の申請について」を配布しますので、それに従って手続きをしてください。私立中学校は該当しません。板橋区立以外の公立・国立・都立中学校の場合は学務課学事係（電話番号3579-2611）へお問い合わせください。

Q 中学校ではどのような費用がかかりますか。



普段の授業で使う教科書・学校給食・修学旅行・移動教室・学用品の一部（資料集・理科実験材料など）に係る費用は原則無償ですが、一部補助対象外となる経費については負担が生じます。学校によって費用は異なりますが、行事費、標準服、体操着、カバン、上履きなどを各家庭で負担していただきます。

区では所得の状況により、こうした費用の一部を援助する、就学援助制度を設けています。ご希望の方は学校にご相談ください。板橋区立以外の公立・国立・都立中学校の場合は、学務学事係（電話番号3579-2611）へお問い合わせください（私立中学校は該当しません）。

なお、部活動参加者には、ユニフォームやシューズ・ラケットなどの個人の道具大、大会参加費や練習試合の交通費などの費用がかかります。

Q 中学校で「いじめ」や「不登校」への対応はどうしていますか。



中学校では、小学校と同様に生徒や保護者の方の心のケアをするスクールカウンセラーが、ケースにあった対応策等の相談に応じます。

また、必要に応じて、より専門的な相談機関等も紹介しますので、積極的に活用してください。小学校時代に「いじめ」や「不登校」で悩んでいる、あるいは悩んでいた方は入学に先立ち、中学校に相談してください。

中学校の部活動ってなんですか？

中学校の「部活動」は、興味・関心が同じ7年生から9年生までの生徒が放課後等集まり、一緒に目標に向かって活動していきます。日々の練習や試合・発表会などのスポーツや文化芸術等に親しむ機会を通じて、他の学校の生徒や地域の方々などとの出会いが多くあり、さらには達成感などを得ることができる活動です。

Q どのような種目や分野がありますか？

A P.13の表をご覧ください。多くの種目や分野の運動部、文化部があります。

※教員の異動等により来年度は、廃部、休部することもありますので、ご了承ください。

Q どのくらい活動しているのですか？

A 「板橋区立中学校部活動の在り方に関する方針」の以下の基準の範囲内で、各部活動の活動日や時間は異なります。

「板橋区立中学校部活動の在り方に関する方針」の一部抜粋

2 活動指針

(1) 週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とし、1日の活動時間は、平日は2時間程度、土曜日や日曜日は3時間程度で練習を終えることを目途とし、その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。また、超えるときは適切に休憩をとる。

(2) 休養日を適切に設ける。

・少なくとも平日に1日、土日に1日の休養日を設定し、活動日は週5日以内を原則とする。その際、休養日には朝の活動も行わないようにする。

・練習試合や大会への参加等により土日の両日活動する場合は、その代替として平日に休養日を設ける。

・週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教員に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週2日以上以上の休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。ただし、生徒の意思を確認するとともに、生徒の負担とならないよう工夫や配慮をする。

Q 指導者が先生以外の部活動もあるのですか？

A 部活動指導員や部活動指導補助員として、先生ではない外部の方々部活動の指導を担っている場合もあります。専門的な指導を受けることができるといった効果があります。

令和8年度各部活動（参考）

○：男子・女子共 ■：男子のみ □：女子のみ

※この表は、令和8年度における部活動の実施状況（令和8年5月1日現在）です。令和9年度には教員の異動や校舎の改築等で実施できない部が生じる場合がありますので、部活動を理由に学校を選択する場合には注意してください。詳細については、直接学校へお問合せください。また令和9年度から募集を停止する部は表に記載しておりません。

	学 校 名	板橋一	板橋二	板橋三	板橋五	加賀	志村一	志村二	志村三	志村四	志村五	西台	中台	上板橋一	上板橋二	上板橋三	桜川	赤塚一	赤塚二	赤塚三	高島一	高島二	高島三	
運動部	サ ッ カ ー		■	○		○		■	■	■	○	■	■		○	○	○	○	○	○	○		■	
	バスケットボール	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	■	○	
	バ レ ー ボ ー ル		□			□	○	□	○	□		□	□	■				□	□	□		□	□	
	ソ フ ト テ ニ ス	□	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		□	□	○	○	○	○		○	○	
	卓 球			○		○			○			○	○			○				○		○		
	バ ド ミ ン ト ン	令和8年8月より、いたばし地域クラブへ移行します（P15をご覧ください）																						
	野 球	いたばし地域クラブに移行しました（P15をご覧ください）																						
	剣 道	○					○					○					○	○	○	○	○			
	陸 上 競 技	○					○		○	○	○			○	○		○		○	○	○	○	○	○
	ダ ン ス	○	○	○				□																
そ の 他									7組クラブ（特別支援学級・新体操（女子のみ）	硬式テニス、水泳				5組クラブ（特別支援学級）		1組部（特別支援学級）		7組アクティビティ（特別支援学級）					6組クラブ（特別支援学級）	
文化部	吹 奏 楽 ※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美 術	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	演 劇								○	○	○	○	○			○			○	○	○			
	家 庭 科						○		○	○			○		○									○
	ク ッ キ ン グ																	○						
	パ ソ コ ン						○			○					○	○		○						
	書 道						○								○									○
	茶 道			○		○	○		○		○							○				○		
	華 道	○		○						○	○													
	理 科 ・ 科 学							○								○					○			
	英 語			○		○	○	○	○			○						○			○	○		
	ボ ラ ン テ ィ ア							○	○	○						○		○						
	園 芸		○																○			○		
	技 術												○								○			
そ の 他	G組クラブ（特別支援学級）		自然科学						映画鑑賞部	7組クラブ（特別支援学級）	工作	数学、環境科学、日本文化	（華道は、家庭科部の中に入ります）	和太鼓		1組部（特別支援学級）	生活文化（調理・手芸）	将棋	自然観察 日本文化（茶道・華道）	文芸、生活	5組クラブ（特別支援学級）	（美術は美術・文芸部）	6組クラブ（特別支援学級）	

部活動改革について

学校部活動は、自己肯定感の向上等に寄与するものとして、大きな役割を担ってきましたが、少子化の影響や教員の長時間労働等の負担により、いずれ学校部活動が衰退してしまう可能性が高く、中学生の活動の機会、成長の機会が失われてしまうことになります。

そこで、板橋区では令和6年3月に「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030」、令和8年3月に「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」を策定し、学校部活動の制度改革に取り組んでいます。

どうして部活動を改革する必要があるの？

少子化の影響

生徒数が減少することにより学校が小規模化し、団体競技などでチーム編成ができず試合に参加できない、そもそも部を設置できないといったことが起きています。

教員の長時間労働等の負担

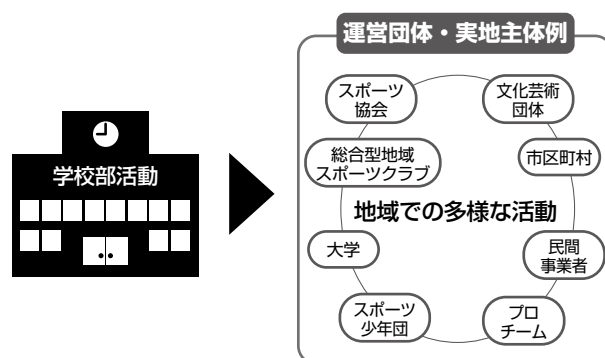
放課後や休日の指導、競技・活動経験のない種目・分野の指導をしなければならない場合もあるなど、教員にとって過大な心身と業務への負担となっている実態があります。

以上の要因により、現行の学校部活動は持続可能性の面で厳しい状況に置かれ始めています。

部活動の地域移行とは何ですか？

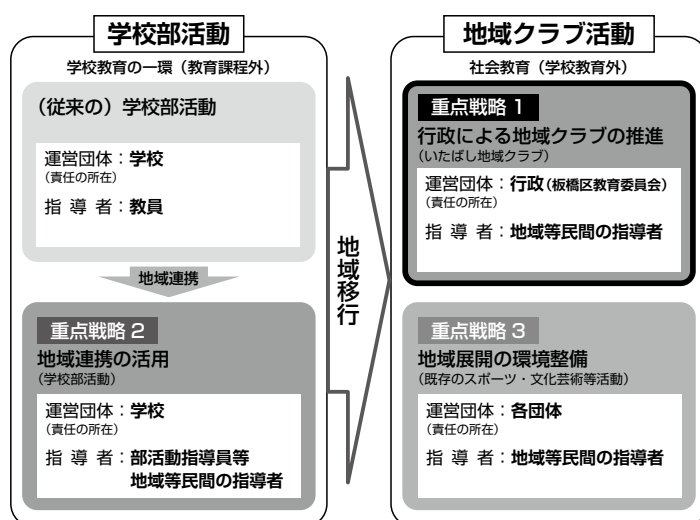
部活動を、学校以外の様々な団体などが運営団体・実施主体となっていくことを言います。

部活動の地域移行における“地域”は、学校以外の団体等と捉えてください。この“地域”の中には、地方公共団体も含まれています。



部活動改革の改革類型と重点戦略

板橋区では、部活動改革を3つの類型に整理し、それぞれを重点戦略として取組を進めます。



次ページをご覧ください。

板橋区教育委員会は、中学生の活動機会を確保するため、「いたばし地域クラブ」を立ち上げ、活動しています。

一部の学校部活動はいたばし地域クラブに移行しています。

令和7年度より野球部を全区立中学校同時に、「いたばし地域クラブ」へ移行しました。

これまで野球部のなかった中学校の生徒が参加できるようになったほか、昨年度までと同様に中体連の大会にも参加しています。

また、令和8年8月からはバドミントン部を同様に「いたばし地域クラブ」へ移行します。

学校部活動から移行したクラブ

野球クラブ



バドミントン クラブ (令和8年8月から)

※写真はバドミントン部
の様子です。



活動日：クラブによる

会 場：クラブによる(詳細はホームページをご覧ください。)

学校部活動の時と同様に、それぞれの学校校庭・体育館で活動しています。

学校部活動にない種目分野のクラブ

女子サッカークラブ

活動日：日曜日午前9時～午前11時

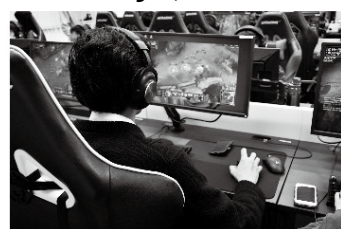
会 場：上板橋第一中学校
(小茂根校舎) ほか



eスポーツクラブ

活動日：水曜日午後4時30分～午後6時

会 場：クラークNEXT高等学校
(CLARK NEXT Tokyo)



ロボット数学クラブ

活動日：月曜日午後5時～午後6時30分
または土曜日午後2時～午後4時

会 場：クラークNEXT高等学校
(CLARK NEXT Tokyo)



サイエンスクラブ

活動日：水曜日午後4時30分～午後6時
金曜日午後5時～午後6時30分

会 場：志村第四中学校(水曜日)
区立教育科学館(金曜日)



設置しているクラブ・活動日及び会場は令和8年度時点のものです。

いたばし地域クラブの詳細は
こちらよりご確認ください



受入可能生徒数・在籍生徒数・学級数一覧

説明会日程は
こちらより
ご確認ください▶



	学校名	電話番号	所在地	受入 学級数	受入 可能数	在籍生徒数（R8.5.1 現在）							
						7年		8年		9年		合計	
						学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
1	板橋第一中	3962-5315	大山東町 50-1	4	130	4	121	4	122	3	111	11	354
2	板橋第二中	3956-8121	幸町 26-1	4	130	4	110	3	105	3	97	10	312
3	板橋第三中	3962-8865	氷川町 22-3	5	165	5	167	5	169	5	167	15	503
4	板橋第五中	3962-7755	板橋 4-49-3	3	98	3	102	2	82	2	55	7	239
5	加賀中	3962-6331	加賀 2-19-1	5	165	4	138	4	127	3	119	11	384
6	志村第一中	3960-8786	大原町 33-1	7	231	7	212	6	217	6	232	19	661
7	志村第二中	3969-3363	小豆沢 1-21-1	5	165	4	127	4	136	3	119	11	382
8	志村第三中	3966-9176	坂下 2-21-1	5	165	5	174	4	131	4	139	13	444
9	志村第四中	3966-9426	志村 3-15-1	6	198	5	143	4	157	4	153	13	453
10	志村第五中	3969-8421	坂下 2-1-20	4	130	5	168	4	138	3	101	12	407
11	西台中	3934-4501	高島平 1-4-1	5	165	6	210	4	154	6	207	16	571
12	中台中	3932-6357	中台 1-56-23	5	165	5	165	5	174	4	125	14	464
13	上板橋第一中	3956-8126	南常盤台 1-1-1	5	165	3	76	2	54	1	38	6	168
14	上板橋第二中	3956-8136	向原 3-1-12	6	198	6	181	5	182	5	166	16	529
15	上板橋第三中	3960-2312	常盤台 3-30-1	5	165	5	150	4	148	5	163	14	461
16	桜川中	3932-6355	桜川 1-2-1	4	130	4	108	3	97	3	106	10	311
17	赤塚第一中	3932-5314	徳丸 4-13-1	7	231	6	208	4	156	5	189	15	553
18	赤塚第二中	3939-0247	成増 3-18-1	6	198	6	181	5	189	6	236	17	606
19	赤塚第三中	3930-3535	赤塚 7-27-15	7	231	7	237	6	231	6	235	19	703
20	高島第一中	3936-1171	高島平 8-26-1	4	130	3	72	3	82	3	83	9	237
21	高島第二中	3936-1591	高島平 2-24-1	3	98	2	61	2	65	3	96	7	222
22	高島第三中	3938-2551	高島平 4-22-1	4	130	4	122	4	126	4	137	12	385
合計						103	3,233	87	3,042	87	3,074	277	9,349

※小中一貫教育の推進のため、板橋区では中学校の学年の呼称を「7年生」「8年生」「9年生」としています。
※抽選の有無については、区立中学校以外への進学者見込数を受入可能数に加味して判断します。
※段階的な35人学級編制導入に伴い、対応が必要な学校において普通教室を確保するための工事を予定しています。

日本語学級のご紹介

日本語学級は、日本語の習得が不十分なために学校生活や学習に困難を示している生徒が、在籍校から、決められた日時に通う（通級する）ものです。

例えば、次のような生徒が通級の対象となります。

- 来日あるいは帰国したばかりで、日本語が分からない。
- 授業で使われている先生の言葉や、教科書に書かれている言葉が理解できない。

通級と指導の形態

- 一人ひとりに応じた個人指導を原則とし、必要に応じてグループ指導も行っています。
- 在籍している学校で勉強しながら、決められた日時に、日本語学級に通います。
- 通級の回数と指導時間は、在籍校と保護者と相談し、生徒に応じて決めますが、およそ週に2回で、1回の時間は1～2時間です。

指導内容

- 日本語の入門から、段階的に日本語の指導をします。
- 日本の学校での行動様式や学校行事の意味などを指導します。
- 辞書の引き方、ノートを使い方を指導し、できるだけ自学自習できるようにします。
- 学級担任と連絡を取り合い、学級や学校で必要なこと（例：行事等についての説明）について補足指導します。
- 通級生徒の日本語の学習状況を在籍校に連絡します。

通級の期間

原則として2年間以内とします。

入級方法

日本語学級への入級を希望される場合は、在籍している学校の副校長（または、担任の先生）へ相談してください。その後、日本語学級設置校での面接を受けて、入級が決まります。

日本語学級設置校

- 板橋第二中学校 幸町26-1 電話：3956-8121
- 志村第二中学校 小豆沢1-21-1 電話：3969-3363

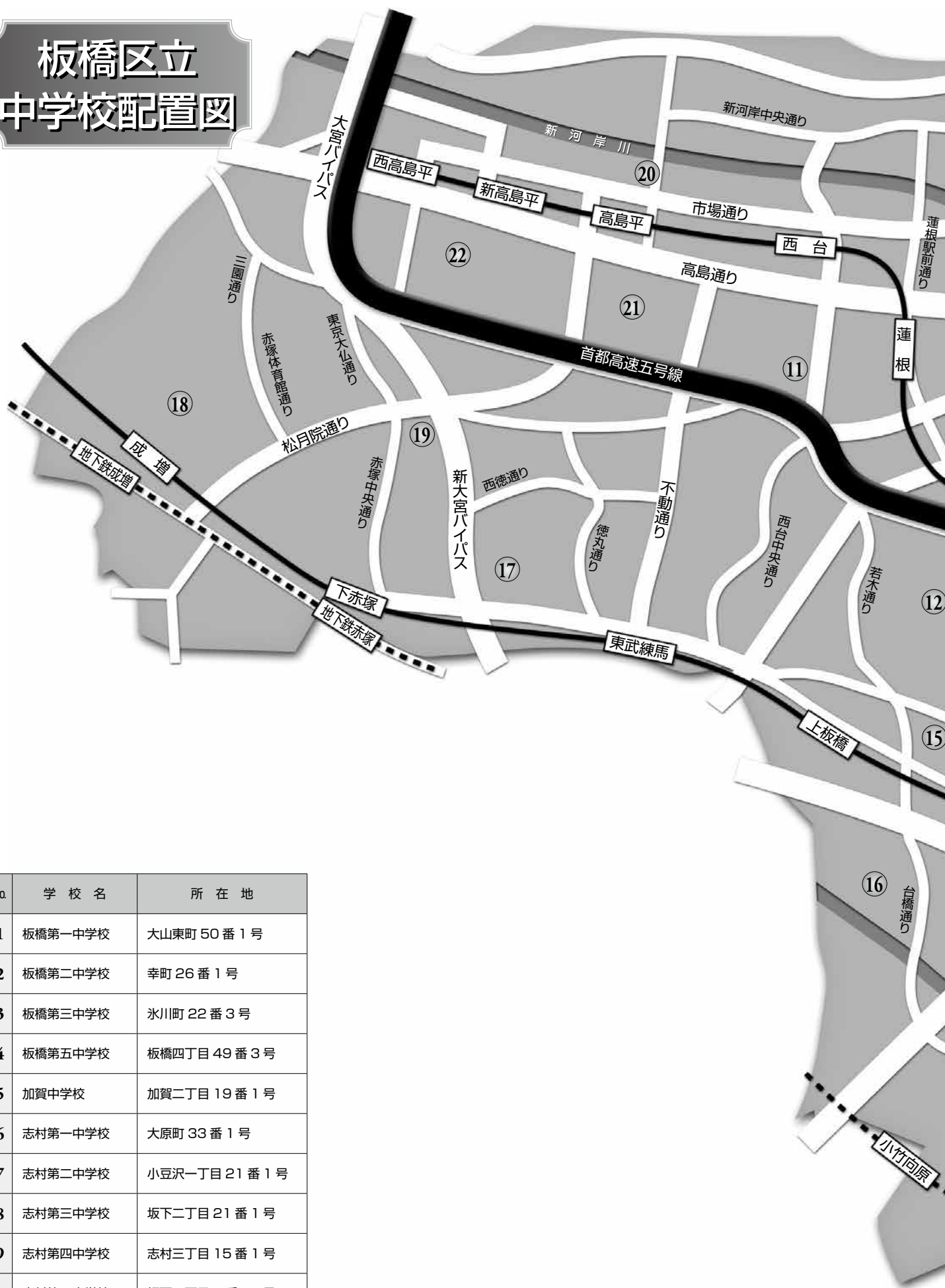
本事業（日本語学級）とは別に、以下の取組みも行っています。

●日本語学習初期支援事業

入国して間もないなどの理由により、日本語での意思疎通が困難な児童・生徒が区立学校に就学するにあたり、学校生活に必要な最低限の日本語の基礎を習得し、学校生活に早く適応できるようにするための講座です。

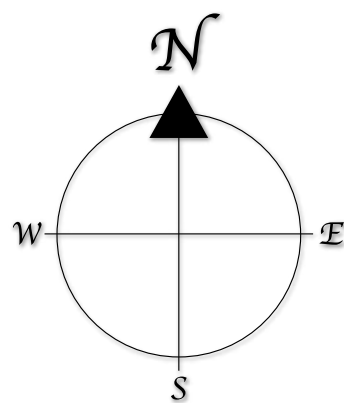
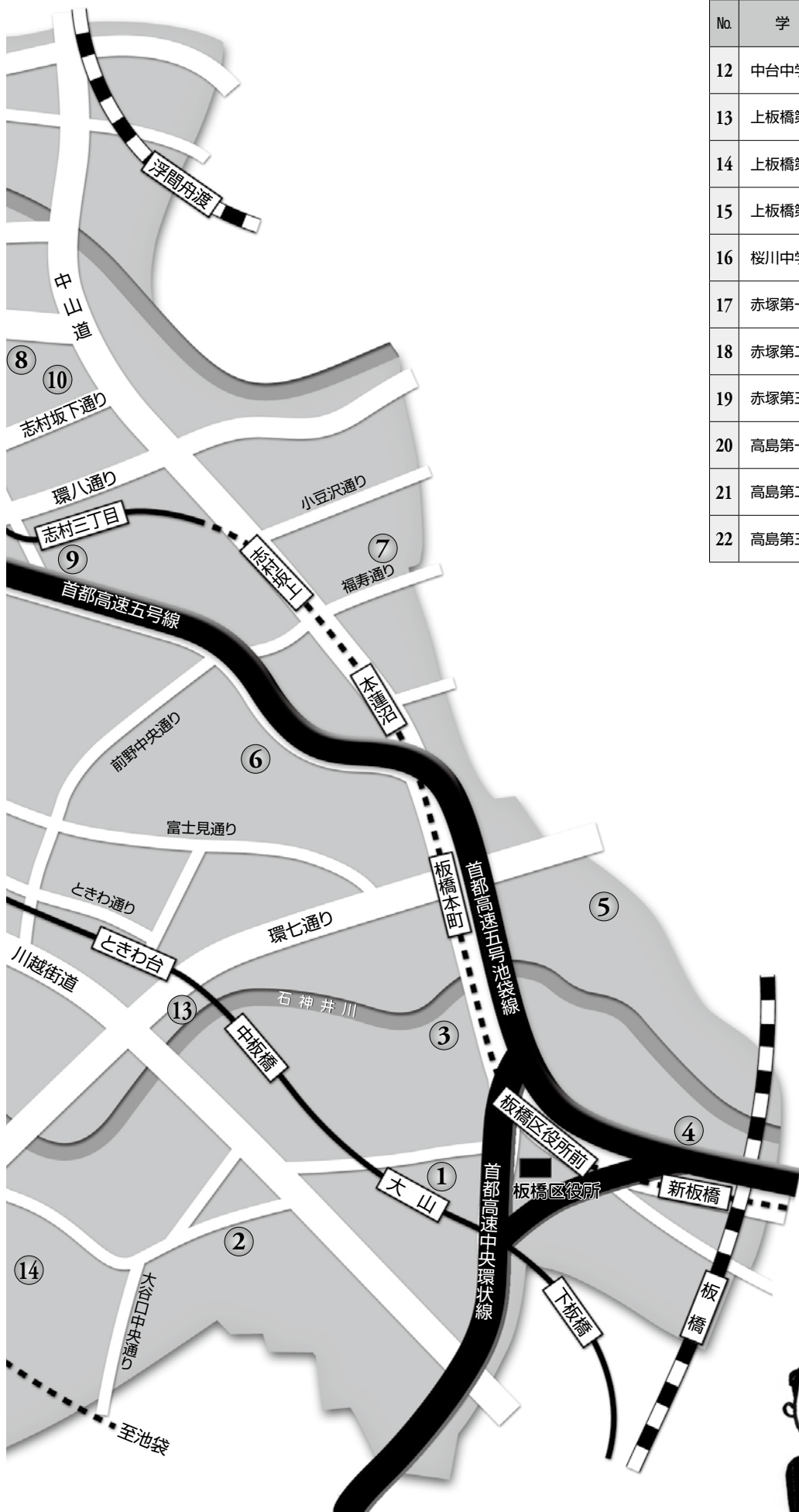
【問合せ】学務課学事係 電話：3579-2611

板橋区立 中学校配置図



No.	学 校 名	所 在 地
1	板橋第一中学校	大山東町 50 番 1 号
2	板橋第二中学校	幸町 26 番 1 号
3	板橋第三中学校	氷川町 22 番 3 号
4	板橋第五中学校	板橋四丁目 49 番 3 号
5	加賀中学校	加賀二丁目 19 番 1 号
6	志村第一中学校	大原町 33 番 1 号
7	志村第二中学校	小豆沢一丁目 21 番 1 号
8	志村第三中学校	坂下二丁目 21 番 1 号
9	志村第四中学校	志村三丁目 15 番 1 号
10	志村第五中学校	坂下二丁目 1 番 20 号
11	西台中学校	高島平一丁目 4 番 1 号

No.	学 校 名	所 在 地
12	中台中学校	中台一丁目 56 番 23 号
13	上板橋第一中学校	南常盤台一丁目 1 番 1 号
14	上板橋第二中学校	向原三丁目 1 番 12 号
15	上板橋第三中学校	常盤台三丁目 30 番 1 号
16	桜川中学校	桜川一丁目 2 番 1 号
17	赤塚第一中学校	徳丸四丁目 13 番 1 号
18	赤塚第二中学校	成増三丁目 18 番 1 号
19	赤塚第三中学校	赤塚七丁目 27 番 15 号
20	高島第一中学校	高島平八丁目 26 番 1 号
21	高島第二中学校	高島平二丁目 24 番 1 号
22	高島第三中学校	高島平四丁目 22 番 1 号



住所別通学区域一覧表①

相生町	1～4	北前野小	志村四中	
	5～26	志村坂下小		
赤塚一丁目	全域	下赤塚小	赤塚一中	
赤塚二丁目	1～30		赤塚小	赤塚三中
赤塚三丁目	31～41	赤塚小		赤塚二中 赤塚三中
	1～3			
	4～10			
	11～14			
	15			
赤塚四丁目	16～30	成増ヶ丘小	赤塚二中	
	31・32	赤塚小		
	33～41	成増ヶ丘小		
	1～4	赤塚小		
	5・6	成増ヶ丘小		
	7～12	赤塚小		
	13～16	成増ヶ丘小		
	17	赤塚小		
赤塚五丁目	18～39	三園小		
	全域	赤塚小		
赤塚六丁目	1～6	下赤塚小	赤塚三中	
赤塚七丁目	7～9	赤塚小		
	10～17	下赤塚小		
	18～31	赤塚小		
	32～34	下赤塚小		
	35～40	赤塚小		
	1～4	下赤塚小		赤塚一中
	5～8			赤塚三中
9～12	赤塚一中			
13～18	赤塚三中			
19		赤塚小		
20・21		下赤塚小		
22・23		赤塚小		
24		下赤塚小		
赤塚八丁目	25～28	赤塚小		
赤塚新町一丁目	全域	下赤塚小		赤塚一中
赤塚新町二丁目	1～20		下赤塚小	赤塚三中
	21～26			
赤塚新町三丁目	1～10	赤塚新町小	赤塚二中 赤塚三中 赤塚二中 赤塚三中	
	11～17			
小豆沢一丁目	1～16	成増小 赤塚新町小 成増小 赤塚新町小	赤塚二中 赤塚三中 赤塚二中 赤塚三中	
	17～28			
	29			
	30			
小豆沢二丁目	31～36	赤塚新町小	赤塚三中	
	1			志村四小
小豆沢三丁目	2～16	志村二小	志村二中	
	17～23	志村四小		
	1～11	志村二小		
小豆沢四丁目	12～19	志村四小		
20～36				
泉町	全域	志村一小	志村一中	
板橋一丁目	全域	板橋四小	板橋五中	
板橋二丁目	1～38	板橋二小	板橋一中	
	39～42	板橋四小	板橋五中	
	43～69	板橋二小	板橋一中	
板橋三丁目	1～43	板橋四小	板橋五中	
	44～65	金沢小	加賀中	
板橋四丁目	全域	板橋四小	板橋五中	
稻荷台	全域	加賀小	加賀中	
大原町	1～19	志村二小	志村一中	
	20～38	志村一小		
	39～43	志村二小		
	44～46	志村一小		

大谷口上町	1～11	板橋十小	板橋二中
	12～15	大谷口小	上板橋一中
	16～28	板橋十小	板橋二中
	29～35		上板橋二中
	36～41	大谷口小	板橋二中
	42～55		上板橋二中
	56・57	大谷口小	上板橋二中
	58～71		上板橋二中
	72～91	大谷口小	上板橋一中
	1～5		上板橋二中
	6～8	大谷口小	上板橋一中
	9～15		上板橋二中
	16～43	大谷口小	上板橋一中
	44～48		上板橋二中
	49～90	板橋十小	上板橋二中
	全域		上板橋二中
大山町	全域	板橋六小	板橋一中
大山西町	1～4	板橋六小	板橋二中
	5～71	板橋七小	
	1～11	板橋二小	板橋一中
	12・13	板橋七小	
	14	板橋二小	板橋一中
	15～19	板橋七小	
	20	板橋六小	板橋一中
	21～24	板橋七小	
	25	板橋一小	板橋一中
	26・27	板橋二小	
	28	板橋二小	板橋一中
	29～33	板橋二小	
	34～55	板橋一小	板橋一中
	56～60	板橋六小	
	1～46	板橋七小	板橋五中
	47～56	板橋六小	
加賀一丁目	1・2	板橋四小	板橋五中
加賀二丁目	3～23	金沢小	加賀中
	1～20	加賀小	
上板橋一丁目	21	加賀小	上板橋三中
	1～17	上板橋四小	
上板橋二丁目	18～27	上板橋四小	上板橋三中
	全域	上板橋四小	
上板橋三丁目	全域	板橋七小	上板橋三中
熊野町	全域	板橋七小	上板橋二中
小茂根一丁目	全域	上板橋二小	上板橋二中
小茂根二丁目	全域	上板橋二小	上板橋二中
小茂根三丁目	1～6	桜川小	桜川中
	7～9	桜川小	
	10～17	上板橋二小	桜川中
	1～7	上板橋二小	
小茂根四丁目	8～19	桜川小	板橋二中
小茂根五丁目	1～10	板橋六小	
幸町	11～66	板橋十小	志村五中
	1～3	志村坂下小	
坂下一丁目	4～22	志村六小	志村五中
	23～26	志村六小	
	27	志村六小	志村五中
	28	志村六小	
	29～33	志村六小	志村五中
	34～41	志村六小	
坂下二丁目	1	志村六小	志村五中
	2～33	志村六小	
坂下三丁目	1～5	志村六小	志村五中
	6	志村六小	
	7・8	蓮根小	志村五中
	9・10	蓮根小	
	11～21	志村六小	志村五中
	22	志村六小	
	23～37	蓮根小	志村五中
	1～34	中根橋小	
栄町	35・36	板橋一小	板橋一中
桜川一丁目	全域	桜川小	桜川中
桜川二丁目	全域	桜川小	桜川中
桜川三丁目	全域	桜川小	桜川中
清水町	1～12	志村三小	加賀中
	13～25		志村一中
	26～39	志村三小	加賀中
	40～92		志村一中

志村一丁目	1～12	志村二小	志村二中
志村二丁目	13～35	志村小	志村四中
	全域	志村小	志村四中
志村三丁目	1～11	志村小	志村四中
	12～14	志村小	
	15	志村小	志村四中
	16	志村小	
	17～32	志村坂下小	高島一中
	全域	志村坂下小	
新河岸一丁目	全域	新河岸小	高島一中
新河岸二丁目	全域		
新河岸三丁目	1	高島一小	西台中
高島平一丁目	2～16	高島六小	
	全域	高島六小	高島二小
高島平二丁目	全域	高島二小	高島二小
高島平三丁目	1～12	高島五小	高島二小
高島平四丁目	13	高島二小	高島二小
	全域	高島二小	
高島平五丁目	全域	高島三小	高島三小
高島平六丁目	全域	高島三小	
高島平七丁目	全域	高島一小	高島一中
高島平八丁目	1～17		
	18～23	新河岸小	高島一中
	24	高島一小	
	25～32	新河岸小	西台中
	33	高島一小	
高島平九丁目	1	高島六小	高島一中
	2～11	蓮根二小	
	12・13	高島一小	高島一中
	14～23	蓮根二小	
	24～27	蓮根二小	西台中
	28～37	蓮根二小	
	38～43	蓮根二小	高島一中
	44・45	蓮根二小	
	46・47	高島一小	高島一中
	48	高島一小	
大門	全域	赤塚小	赤塚三中
東新町一丁目	1～20	上板橋四小	上板橋三中
	21～49	桜川小	上板橋一中
	50～53	上板橋小	
東新町二丁目	1～7	上板橋小	上板橋一中
	8～60	桜川小	上板橋一中
	61～69	桜川小	
常盤台一丁目	全域	常盤台小	上板橋一中
常盤台二丁目	全域	常盤台小	上板橋三中
常盤台三丁目	1～23	中台小	
常盤台四丁目	24～32	中台小	赤塚一中
	全域	中台小	
徳丸一丁目	全域	徳丸小	赤塚一中
徳丸二丁目	1・2	徳丸小	
	3～7	北野小	赤塚一中
	8	徳丸小	
	9～17	北野小	赤塚一中
	18・19	北野小	
	20～26	北野小	赤塚一中
	27～29	北野小	
	30・31	北野小	赤塚一中
	32～39	北野小	
徳丸三丁目	全域	北野小	赤塚一中
徳丸四丁目	全域	北野小	
徳丸五丁目	1～4	紅梅小	高島二小
徳丸六丁目	5～39	紅梅小	
	1～5	紅梅小	高島二小
	6～55	紅梅小	
徳丸七丁目	1～3	高島二小	高島二小
	4～19	高島二小	
	20～27	高島二小	赤塚一中
	28～31	高島二小	
徳丸八丁目	1～17	紅梅小	赤塚一中
	18～20	紅梅小	
	21～26	紅梅小	赤塚一中
	27～31	紅梅小	
中板橋	1～23	中板橋小	板橋三中
	24	中板橋小	上板橋一中
	25～27	中板橋小	板橋三中
	28～31	中板橋小	上板橋一中
仲宿	1～26	金沢小	加賀中
	27～29	板橋一小	板橋三中
	30	板橋一小	加賀中
	31～36	板橋一小	
	37～40	板橋一小	板橋三中
	41～60	板橋二小	
	61・62	板橋二小	板橋三中
	63・64	板橋二小	
	65	板橋二小	板橋一中
	66	板橋二小	

住所別通学区域一覧表②

中台一丁目	1～41	中台小	中台中
	42～48	若木小	
	49～56	中台小	
中台二丁目	1・2	北前野小	志村四中
	3～9		
	10・11	中台小	中台中
	12～20	若木小	
	21～24	北前野小	
	25～30	緑小	
	31～33		志村四中
	34・35		
	36・37	北前野小	中台中
	38～42		志村四中
	43・44	緑小	
中台三丁目	1～22	若木小	中台中
	23～26	緑小	志村四中
	27		
仲町	1～3	板橋六小	板橋一中
	4～12	弥生小	上板橋一中
	13～24	板橋六小	板橋一中
	25～46	弥生小	上板橋一中
中丸町	全域	板橋五小	板橋二中
成増一丁目	全域	成増小	
成増二丁目	全域		
成増三丁目	全域	成増ヶ丘小	
成増四丁目	1～20	三園小	
	21	成増ヶ丘小	
	22～26	三園小	
	27・28	成増ヶ丘小	
	29～31	三園小	
	32～40	成増ヶ丘小	
成増五丁目	1～15	三園小	
	16～24		
西台一丁目	1	志村五小	西台中
	2・3	若木小	中台中
	4～6	志村五小	西台中
	7～9	若木小	中台中
	10～52		
西台二丁目	全域	志村五小	西台中
西台三丁目	全域		
西台四丁目	1～4	徳丸小	中台中
	5～9		西台中
蓮根一丁目	全域	志村坂下小	
蓮根二丁目	1～27	志村六小	志村三中
	28～30	蓮根小	
	31	志村六小	
蓮根三丁目	1～13	蓮根小	
	14～28	蓮根二小	
蓮沼町	1～20	志村三小	志村一中
	21～83		志村二中
氷川町	1～10	板橋一小	板橋一中
	11～35	板橋一小	板橋三中
	36～47		板橋一中
東坂下一丁目	1～6		志村二中
	7～14	志村四小	志村五中
	15～17		志村二中
	18～20		志村五中
東坂下二丁目	全域	志村六小	上板橋一中
東山町	全域	上板橋小	
双葉町	1～13	中根橋小	
	14・15	板橋八小	板橋三中
	16～26	中根橋小	
	27～47	板橋八小	
富士見町	1～27		
	28～31	富士見台小	志村一中
	32・33	板橋八小	板橋三中
	34～39	富士見台小	志村一中
舟渡一丁目	全域		
舟渡二丁目	全域		
舟渡三丁目	全域		
舟渡四丁目	1・2	舟渡小	志村五中
	3～11		高島一中
	12～14		志村五中
	15・16		高島一中
本町	全域	加賀小	加賀中

前野町一丁目	全域	富士見台小	志村一中
前野町二丁目	1～8	前野小	上板橋三中
	9～15	中台小	
	16～18	前野小	
	19～29		
	30～35	富士見台小	志村一中
	36		
	37～39		上板橋三中
	40～48		志村一中
前野町三丁目	1～11	前野小	上板橋三中
	12～23		
	24～36		
	37	志村一小	志村一中
	38～45	前野小	
	46～53	志村二小	
前野町四丁目	1～9	前野小	上板橋三中
	10～17	北前野小	志村四中
	18・19	前野小	上板橋三中
	20	北前野小	志村四中
	21・22	前野小	上板橋三中
	23～58	北前野小	志村四中
	59～63	志村二小	志村二中
前野町五丁目	1～6	前野小	上板橋三中
	7～13	北前野小	志村四中
	14・15	前野小	上板橋三中
	16～30	北前野小	志村四中
	31・32	前野小	上板橋三中
	33～56	北前野小	志村四中
前野町六丁目	1～7	中台小	上板橋三中
	8・9	前野小	中台中
	10～12	中台小	
	13～15	前野小	上板橋三中
	16～19	中台小	
	20～27	前野小	
	28～64		
三園一丁目	全域	三園小	高島三中
三園二丁目	全域		
南町	全域	板橋五小	板橋二中
南常盤台一丁目	1～3	常盤台小	上板橋一中
	4～19	上板橋小	
	20～32	常盤台小	
	33～39	上板橋小	
	40	常盤台小	
南常盤台二丁目	1～4	上板橋小	上板橋三中
	5～14	常盤台小	
	15～17	上板橋小	
	18～27	上板橋小	
宮本町	全域	志村一小	志村一中
向原一丁目	全域	向原小	上板橋二中
向原二丁目	全域		
向原三丁目	全域		
大和町	全域	板橋八小	板橋三中
弥生町	全域	弥生小	上板橋一中
四葉一丁目	1～8		赤塚一中
	9～15	紅梅小	赤塚三中
	16		赤塚一中
	17～21		赤塚三中
	22～24		赤塚一中
	25～30		赤塚三中
	31		赤塚一中
四葉二丁目	全域		赤塚三中

若木一丁目	全域	若木小	中台中
若木二丁目	全域		
若木三丁目	1～20	志村五小	西台中
	21	若木小	中台中
	22	志村五小	西台中
	23	若木小	中台中
	24	志村五小	西台中
	25	若木小	中台中
	26	志村五小	西台中
	27	若木小	中台中
	28	志村五小	西台中
	29	若木小	中台中
	30	志村五小	西台中
	31		



学校改築・改修等のお知らせ

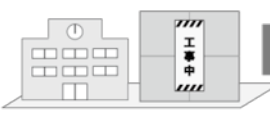
学校改築・改修等の工事予定は以下のとおりです。スケジュールについては、令和8年6月時点の状況を基に記載しており、変更となる可能性があります。最新のスケジュールや進捗状況、検討会等の実施状況及びこれまでの改築・改修に関する情報は、区ホームページ（P.23 下部）からご確認ください。

▶改築工事 現在の校舎を取り壊して、建て替えを行います。

小中一貫型学校

学校名	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
志村小学校	現志村小校舎にて運営		現志村四中の敷地にて、小中一貫型学校として学校運営					
志村第四中学校	新校舎 建設工事	中学校のみ 新校舎にて 学校運営						
		既存校舎解体・校庭整備						

志村小学校と志村第四中学校については、小中一貫型学校として、現在の志村第四中学校の敷地（志村三丁目15番1号）に新校舎を建設します。新校舎の利用開始時期は、中学生は令和10年度当初、小学生は令和11年度当初を予定しています。

年度	令和7～9年度	令和10年度	令和11年度以降
工事の流れ	新校舎建設工事	志村四中既存校舎解体・校庭整備	
志村 小学校	現校舎にて運営 		小学校が新校舎へ引越 新校舎にて施設一体型 小中一貫型学校の運営開始 （11年度予定） 
志村第四 中学校	現校舎で運営しながら、 校庭に新校舎建設 	中学校のみ新校舎にて 学校運営開始（10年度予定） 	校庭整備 
※新校舎建設の影響で、校庭は利用できないため、新校舎の校庭整備が完了するまで、運動会や校庭を使用する部活動は近隣施設にて実施します。 ※新校舎への引越・志村四中既存校舎解体後に校庭整備を行います。			

新校舎の校庭整備完了までの体育・部活動・運動会の実施場所について

体育の授業	・体育館及びマルチパーパス（校舎内半屋外運動スペース）を使用して実施します。 ・プール授業の実施は予定していません。
部活動	・校庭を利用する部活動の代替施設として、近隣の小学校（志村小・北前野小・志村坂下小・緑小）の校庭を使用します。
運動会	・新河岸陸上競技場での実施を予定しています。

中学校

学校名	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
上板橋第一中学校	南常盤台校舎敷地の新校舎にて運営							
校庭整備								

上板橋第一中学校については、令和 9 年度当初から南常盤台校舎（南常盤台一丁目 1 番 1 号）での運営を予定しています。ただし、一部校庭整備の工事を継続して行います。

学校名	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
板橋第五中学校			工事（※工事工程について、現在検討中のため、工事完了時期は変更となる可能性があります）					

板橋第一中学校、高島第二中学校

板橋第一中学校については、今後改築が予定されています。工事期間等は現在検討中です。

高島第二中学校については、高島第二小学校との小中一貫型学校としての改築整備が予定されています。工事期間等は現在検討中です。

▶長寿命化改修

現在の校舎の外壁や設備、配線・配管類などの更新を中心に劣化部分の改修工事を行います。

学校名	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
志村第五中学校					工事（※工事工程について、現在検討中のため、工事完了時期は変更となる可能性があります）			

通学区域一部変更のお知らせ

現在、上板橋第一中学校は改築、志村第四中学校は志村小学校との小中一貫型学校（施設一体型）の整備を進めています。

これらの新校舎整備を機に、学校規模を適正化しつつ、小中一貫教育推進の視点から、可能な限り、通学区域と学びのエリアを整合させるため、上板橋第一中学校、志村第四中学校及びその周辺校の通学区域を変更しました。学びのエリアと通学区域が整合することで、手続きを要することなく、確実に学びのエリア内の中学校へ入学することができます。

なお、通学区域の変更にあたっては、学校施設・教室数の状況、通学距離・安全性、学校の適正な規模（学級数）等を総合的に勘案し実施しています。

令和 9 年 4 月以降に入学・転校する方は、変更後の通学区域となります。

また、通学区域を変更した区域（調整区域）に変更の日より前から引き続きお住まいの方が、変更前の学校に入学を希望する場合は、抽選の際、優先されます。変更した区域（調整区域）については、P.4「②調整区域の場合」の表をご確認ください。

【問合せ】

新しい学づくり課

学校配置調整第一・第二係 電話 3579-2624 FAX 3579-4214

学校整備係 電話 3579-2632 FAX 3579-4214

適正規模・適正配置
に関するページ



改築・改修に
に関するページ



就学相談

板橋区立の特別支援学級及び東京都立の特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がい・病弱）への入学を希望される方の就学について相談を行っています。就学相談では、生徒にとってどのような就学先が望ましいか、保護者のご意見を尊重しながら、教育相談アドバイザーが相談をお受けいたします。※STEP UP 教室の入室を希望される場合は、在籍校の校長・担任にご相談ください。

転学相談

通常の学級から区立の特別支援学級（知的）へ転学する時の相談、通常の学級や区立の特別支援学級（知的）から都立の特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がい・病弱）へ転学する時の相談、区立の特別支援学級（知的）から通常の学級へ転学する時の相談を受け付けています。

就学・転学の相談をご希望の方は、電話でご予約ください。
〈予 約 受 付〉 教育支援センター特別支援教育相談担当 電話：3579-2198

その他の相談機関

※成増教育相談室及び成増フレンド（分室）については、改修工事の実施に伴い一定期間休館した後、約1年間仮移転先施設において運営する予定です。

（1）教育支援センター（心理専門相談）

幼児から高校生までを対象に、性格や行動、発達、不登校や友人関係に関して臨床心理士が相談を受けています。必要に応じ、継続の相談も行います。相談をご希望の場合は、電話でお申し込みください。

◎教育支援センター 区役所南館6階 板橋 2-66-1 電話 3579-2197

◎成増教育相談室 成増 1-12-4 電話 3975-9693

（2）板橋フレンドセンター

さまざまな理由で学校に通っていない生徒に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援することを目的としています。

◎板橋フレンドセンター 富士見町 3-1 電話：3961-2500

◎成増フレンド（分室） 成増 1-12-4 成増生涯学習センター（まなぼーと成増）1階 電話：6909-2070

（3）子ども発達支援センター

発達に気がかりのあるおおむね15歳までのお子さんとその家族などを対象にした発達支援の専門相談と、医療的ケアを必要とする18歳未満のお子さんとその家族などを対象とした相談を受け付けています。

◎子ども発達支援センター 小茂根 1-1-7 日本肢体不自由児協会 2階

・発達支援の専門相談 電話：5917-0905

・医療的ケア児相談窓口 電話：3956-0240

（4）医療的ケア児コーディネーター

医療的ケアを必要とする18歳未満のお子さんとその家族などを対象に、医療的ケア児等コーディネーターが関係機関と連携し、相談支援・連携調整を行います。利用にあたっては、保護者からの申込みが必要です。

◎障がいサービス課障がい児支援係 電話：3579-2148

（5）板橋区子ども家庭総合支援センター

18歳未満のお子さんについて、子育ての不安や悩み、困っていることや、わからないことなどの相談を受け付けています。来所相談面接は事前にお電話でのご予約が必要となります。

◎子ども家庭総合支援センター 板橋区本町24-17

子ども家庭相談 電話：03-5944-2373（24時間365日対応。土日祝日・平日夜間は「子どもなんでも相談」に転送され、相談をお受けします）

◎子どもなんでも相談 電話：0120-925-610（24時間365日対応）

◎児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）（24時間365日対応）

特別支援学級（知的）

知的な発達に遅れがあり、通常の学級の教育課程では効果的な教育が困難であったり、身辺自立や集団参加に特別な配慮を要する、障がいが比較的軽度な生徒を対象とした学級です。

指導目標

- ◆ 一人ひとりの力にあわせた学習内容・学習の方法を工夫して指導します。
- ◆ 身辺自立をめざします。
- ◆ 行事・生徒会活動・学級の活動や様々な体験学習等、多くの人々と一緒に活動する機会を大切にして、実践力、自立心、社会性、協調性を育てます。
- ◆ 音楽、美術、その他の創作、表現活動を通して、個性を伸ばし、豊かな感性を育てます。
- ◆ 一人ひとりの人格を尊重し、温かな人間関係の中で指導をすすめます。
- ◆ 7学年から9学年までが一緒に学ぶ学級の特性を活かし、学年に応じた役割を果たさせるとともに、保護者との連携を密にし、きめ細やかな指導をします。

学校名	所在地	交通機関（最寄駅）	電話
板橋第一中学校	大山東町 50-1	東上線（大山）・三田線（板橋区役所前）	3962-5315
志村第三中学校	坂下 2-21-1	三田線（蓮根）	3966-9176
志村第四中学校	志村 3-15-1	三田線（志村三丁目）	3966-9426
上板橋第一中学校	南常盤台 1-1-1	東上線（ときわ台）	3956-8126
上板橋第三中学校	常盤台 3-30-1	東上線（上板橋）	3960-2312
赤塚第一中学校	徳丸 4-13-1	東上線（下赤塚）・有楽町線（地下鉄赤塚）	3932-5314
高島第一中学校	高島平 8-26-1	三田線（高島平）	3936-1171
高島第三中学校	高島平 4-22-1	三田線（新高島平）	3938-2551

STEP UP教室（特別支援教室）

情緒・行動面で個別の対応が必要な生徒のための教室です。通常の学級に在籍し、知的な発達に遅れはないが、発達障がいやその他の情緒的課題のため、学校生活にうまく適応出来ない生徒が対象です。在籍校に設置されている教室で巡回指導教員が指導します。（原則の指導期間は1年間です。）

◆発達障がいとは

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいやその傾向（グレーゾーン）がある場合、その発達の偏りによって集団に馴染みにくかったり、状況に適した行動をとることが困難であったりします。そして、失敗体験を重ねていくと自己肯定感を低下させやすいと言われています。そのため、周りの理解や適切な支援が必要で、STEP UP 教室はその一助を担っています。

医療的ケアの必要な生徒について

医療的ケアを必要とする児童・生徒に対して、医療的ケア支援を実施しております。医療的ケアの相談は学務課学校運営保健係（電話3579-2616）にお問合わせください。

特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がい・病弱）

国・東京都等では、発達や障がいの状態により特別支援諸学級の教育では十分な効果をあげることが難しいと思われる児童・生徒のために、専門的な指導と適切な施設・設備を整えた特別支援学校を設置しています。

	学校名	種別	設置学部	所在地	電話
都立	葛 飾 盲 学 校	視覚障がい	幼小中	葛飾区堀切 7-31-5	3604-6435
	文 京 盲 学 校	視覚障がい	高	文京区後楽 1-7-6	3811-5714
	大 塚 ろ う 学 校	聴覚障がい	幼小	豊島区巣鴨 4-20-8	3918-3347
	葛 飾 ろ う 学 校	聴覚障がい	幼小中高	葛飾区西亀有 2-58-1	3606-0121
	中 央 ろ う 学 校	聴覚障がい	中高	杉並区下高井戸 2-22-10	5301-3034
	北 特 別 支 援 学 校	肢体不自由・病弱	小中高	北区十条台 1-1-1	3906-2321
	高 島 特 別 支 援 学 校	知的障がい	小中	板橋区高島平 3-7-2	3938-0415
	王 子 特 別 支 援 学 校	知的障がい	小中高	北区十条台 1-8-41	3909-8777
	板 橋 特 別 支 援 学 校	知的障がい	高	板橋区高島平 9-23-22	5398-1221
	志 村 学 園	知的障がい	高等部 就業技術科	板橋区西台 1-41-10	3931-2323
		肢体不自由	小中高		
筑波大附属	視 覚 特 別 支 援 学 校	視覚障がい	幼小中高専	文京区目白台 3-27-6	3943-5421
	聴 覚 特 別 支 援 学 校	聴覚障がい	幼小中高専	千葉県市川市国府台 2-2-1	047-371-4135
	桐 が 丘 特 別 支 援 学 校	肢体不自由	小中高	板橋区小茂根 2-1-12	3958-0181
	大 塚 特 別 支 援 学 校	知的障がい	幼小中高	文京区春日 1-5-5	3813-5569

【問合せ】教育支援センター特別支援教育相談担当
電話：3579-2198





いたばし全体をみんなの学びのキャンパスに

MIRAI SCHOOL itabashi

- 教育ビジョン2035 -

教育は人が幸せに生きるためにある

教育を通して、学ぶ喜びや成長する喜び、人とつながる喜びを感じられる一人ひとりの生涯

板橋区はこの考えに基づいた教育が一人ひとりの選択肢を広げ、個人の幸せはもちろん、地域全体、そして次の世代の幸せにつながると信じて歩いていきます。

子どもも大人も学び教え合う仲間として、さまざまな場所・場面でつながり、生涯にわたって学び

成長することをめざします。

板橋区が描く未来は子どものみなさん、大人のみなさんのご理解・ご協力があってこそ実現できます。

みなさんでいたばし全体を学びのキャンパスへと広げていきましょう。

めざす学びの未来像

MIRAI SCHOOL itabashi をめざします

一人ひとりが学び教え合う中で、5つのチカラをはぐくみ、いたばし全体を学びのキャンパスへと広げていきます

いたばし全体を 学びのキャンパス

学校や教育機関に限らず、公園や集会所、民間施設、オンライン空間など、いたばしのあらゆる場所を「学びの場」ととらえ、誰もが生涯学び続けられる環境のことで



SCHOOL

MIRAIという言葉にこめた、 5つのチカラ

Motivation 自分らしく進むチカラ	ありのままの自分を受け入れることで、仲間とともに成長し、未来に進む原動力を持つことができる
Inclusion 認め合って生きるチカラ	個性や立場が違っていても、人の話に耳を傾け、力を合わせて問題を解決することができる
Relation つながり助け合うチカラ	まわりの人を助けるために、社会に貢献するために、自分ごととして誰かのためにできることを探し行動することができる
Activation 自ら行動を起こすチカラ	やるべきことを、自ら考え、判断し、自分から挑戦することができる
Innovation ゼロから切り拓くチカラ	目に見えない課題に気づき、正解のない課題でも、ゼロからイチを創り出すことができる

取組を進めるときに大切に 5つのこと

 違いを認める	 選択肢を増やす	 余白をつくる
 子どもも大人も 社会の一員	 つなぐ、つながる、 つなげる	ホームページは こちらから



子どもたちの未来をはぐくむ学校施設へ MIRAI SCHOOL itabashi

- 学校施設づくり2035 -

特色のある取組

①オープンスペース

- ・教室・廊下と広く一体的に使用することで様々な形態での授業実施が可能となります。
- ・学習集団(主に学級)や教科を超えた多様な活動に対応できる共有空間となります。



②教科センター

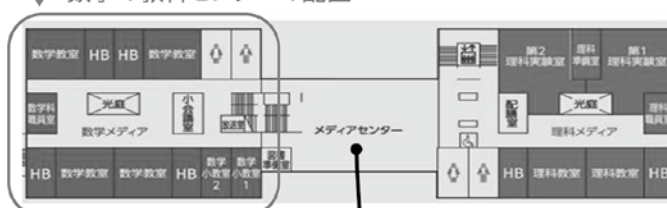
- ・生徒が自ら各教科教室に移動して授業を受ける運営方式に加え、教科センターを一体的に利用することで、主体性がはぐくまれます。
- ・教科の特性を出した空間として機能します。
- ・少人数学習時に活用できるなど、多様な選択肢のある環境となります。



③オープンな空間×図書館 ＝開かれたメディアセンター

- ・児童・生徒が日常的に行き来する校舎中央にオープンな空間を設け、そこにメディアセンター(図書館)を配置することで、調べ学習など多様な学習活動の場として機能します。
- ・児童・生徒の本に触れる機会が増加し、本への興味や関心を高める効果が見込まれます。

▽ 数学の教科センターの配置

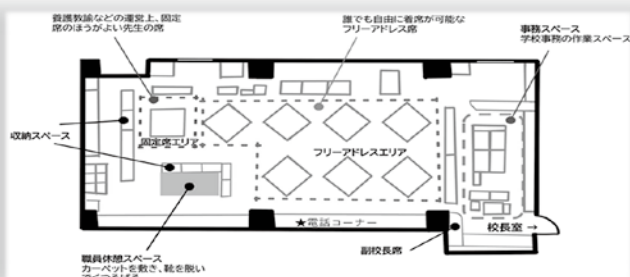


④フリーアドレス型職員室

- ・働く環境を柔軟にするフリーアドレスは、学校現場のニーズに合わせた運用が期待できます。
- ・机上の整理による業務効率化や、ペーパーレス化などにつながります。

板橋第十小における フリーアドレスとしての活用(一例)

ボトムアップの方式で教職員が率先して空間づくりを提案し、変更を加えながらより良い空間づくりを行っています。



⑤環境に配慮した学校設備

- ・高断熱化による快適性の高い建材、緑化や太陽光発電を導入することで、環境負荷を低減する取組を行っています。



⑥学校施設における ユニバーサルデザイン



- ・誰もが使いやすく、快適に過ごすことができる学校施設の整備を進めています。

⑦地域連携の充実に つながる学校施設

- ・地域住民と児童、生徒が交流しやすい教育環境の実現に努めています。



【問合せ】新しい学校づくり課
学校配置調整第一・第二係 3579-2624

【問合せ一覧】

内 容	担 当 課	電 話	F A X
入学の手続きについて	学務課学事係（北館6階14番窓口）	3579-2611	3579-4214
医療的ケアについて	学務課学校運営保健係 （北館6階14番窓口）	3579-2616	
学校の給食について	学務課学校給食係 （北館6階14番窓口）	3579-2617	
学校の改築・改修について	新しい学校づくり課 （北館6階12番窓口）	学校整備係 3579-2632	
		学校配置調整 第一・第二係 3579-2624	
特別支援教育について	教育支援センター 特別支援教育相談担当 （南館6階教育支援センター）	3579-2198	3579-4058
MIRAI SCHOOL いたばし -教育ビジョン2035-	教育総務課計画係 （北館 6 階11番窓口）	3579-2639	3579-4214
MIRAI SCHOOL いたばし -学校施設づくり2035-	新しい学校づくり課 学校配置調整第一・第二係 （北館 6 階12番窓口）	3579-2624	
板橋区ホームページアドレス	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/ 		

板橋区立中学校
新入学に関するご案内 2026
 令和8年8月発行

刊行物番号 R08-43

発行・編集	板橋区教育委員会事務局学務課
所 在 地	板橋区板橋二丁目66番1号
電 話	(3579) 2611

